

8月1日に福祉医療費受給者証が更新になります

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

◆福祉医療費(医療費特別給付金)制度とは？

医療費の自己負担分の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。

◆更新手続き

- 該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。8月1日以降は新しい受給者証を医療機関の窓口で受診の都度提示してください。
- 前年度所得の確認が必要な方には、通知しますので役場窓口で手続きしてください。
- 乳幼児等は、更新はありませんので受給者証は郵送されません。

福祉医療費受給資格に該当する方は申請が必要です

福祉医療費受給資格要件

乳幼児等	満15歳到達後、最初の3月31日までのお子さん	
心身等に障がいのある方	身体障害者手帳の1～3級をお持ちの方	
	療育手帳のA1～B1をお持ちの方	
	精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方 ※ ₁ 通院のみ	
	特別児童扶養手当1級対象児童	
	障害年金1級9号、10号、11号を受給されている方	
	65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能および下肢障害の1号、3号、4号の方 ※ ₂ 障害年金の1級、2級を受給されている方
母子・父子家庭等	18歳未満または18歳以上20歳未満で高校等在学中の子を養育しているひとり親およびその子、または父母のいない児童	

上記に該当する方で申請がお済みでない方は、社会福祉係にて申請手続きをお願いします。
申請手続き終了後、福祉医療費受給者証を発行します。

☆ご注意ください☆

☆65歳以上で新たに該当する方は、申請された日から対象となりますので忘れずに申請を！

- ・身体障害者手帳4級の一部の方（上記※₂参照 詳しくは社会福祉係にお問い合わせください）
- ・障害年金1、2級を受給されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方（※₁ 65歳以上は入院分も対象になります）

☆障害年金1級9号、10号、11号に該当するかは、「年金証書」等で確認を！

身体障害者手帳等をお持ちでない方も、上記に該当すれば福祉医療費の対象となりますので、必ずご確認いただき、手続きをお願いします。

【こんなときには手続きが必要です】

- ・県外の医療機関を受診したとき、または、受給者証を提示し忘れたとき（領収書が必要です）
- ・受給者証の記載事項に変更があったとき（氏名、住所等）
- ・加入している健康保険証が変わったとき
- ・振込口座を変更したいとき
- ・資格に該当しなくなったとき（障害の程度が変わった、母子・父子家庭でなくなった等）
- ・高額療養費の対象になったとき（高額療養費支給決定通知書等、金額のわかるものを窓口までお持ちください）